

(平成22年12月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年11月1日から41年2月1日まで
② 昭和41年4月4日から42年4月23日まで

ねんきん定期便により、厚生年金保険の加入期間の一部が脱退手当金を支給済みになっていることを知った。そのような手続は知らなかったし、会社の担当者からもそのような説明は受けていないので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4年3か月後の昭和46年7月21日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示は見られない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっていることが確認でき、申立人が、4回の被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、初めの2回の被保険者期間を失念するとは考え難い上、支給決定された時期は、通算年金制度創設後であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求する意思があったものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を18万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月 1 日から 52 年 10 月 1 日まで
私がA社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額については、実際に受け取っていた給与月額に比べ低くなっている。
私は、申立事業所が申立期間当時に届け出た標準報酬月額の分かる資料を保管しているので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間の標準報酬月額については11万8,000円となっているが、その前後の期間はそれぞれ17万円、19万円と記録されている。

しかしながら、申立事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届標準報酬決定通知書（通知日は昭和51年9月20日）では、申立期間の標準報酬月額が18万円と記載されていることが確認できる。

なお、前述の通知書では、申立人のほか、8人の被保険者に係る標準報酬月額の決定額が記載されているところ、これらの決定額は、各被保険者のオンライン記録上の標準報酬月額と全て一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間における標準報酬月額を18万円とした旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を18万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成3年3月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和48年12月から平成9年2月までの間、B社及び同社関連会社のA社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間は、前者の社名が後者へ変わった時期に当たるが、私は当該期間中も、勤務場所・業務内容も変わりなく働いていた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人が氏名を挙げた元同僚の供述などから、申立人が昭和48年12月26日から平成9年2月15日までの間、B社(平成9年4月1日にC社へ合併)及びA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、C社が提出しているB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、平成3年3月31日を転勤日とする旨の記載が確認できることを踏まえると、申立人のB社からA社への転籍日と考えられる同日の同年3月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年4月の社会保険事務所(当時)の記録から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成16年4月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の元事業主に照会したが不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから、行ったとは認められない。

鹿児島国民年金 事案 670

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 5 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月から 57 年 3 月まで

国民年金は最初の 1、2 年が後から影響してくる、という父親の強い勧めにより、国民年金に加入手続をしてすぐに保険料の納付を始めた。年金手帳の「初めて被保険者になった日」には、「昭和 55 年*月*日」と記載されており、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料について、加入手続をしてからすぐに保険料の納付を始めたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 57 年 6 月 5 日に払い出されていることが市の国民年金手帳記号番号払出簿で確認できるとともに、申立人は、同年 4 月の国民年金保険料から納付していることが認められることから、申立人は加入手続を行った年度当初からの国民年金保険料を納付し始めたものとするのが自然である。

また、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者になった日、昭和 55 年*月*日」については、申立人に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなかったことが確認できることから、申立人が昭和 57 年 6 月に国民年金に加入した際に、国民年金の強制加入期間である 20 歳になった日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したことを意味するものであり、保険料の納付を始めた日を記載したものではない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年3月までの期間、44年10月から45年12月までの期間及び55年5月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から同年3月まで
② 昭和44年10月から45年12月まで
③ 昭和55年5月から58年3月まで

申立期間①及び②については、当時専業主婦であった私が、集金に来ていた民生委員に1年数か月もの間会わず、国民年金保険料を払わなかったなどということは考えられない。しかし、その数年後に、夫婦ともに未納期間があることを知らされ、不本意ながらも、これらの未納分の保険料を市役所で納付したはずなのに、私の分だけが未納とされていることに納得がいかない。

また、申立期間③については、経営していた会社が倒産した後だったので、未納が続いていたが、昭和58年頃、母が私のために20万円を用意してくれたので、この中から10数万円を市役所で納付したはずなのに、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、当初、夫婦ともに未納期間とされていたが、後日、申立人の夫については、当該期間の国民年金保険料を昭和50年9月に国民年金法附則第18条により特例納付していることが、市の被保険者名簿及び特殊台帳により確認できるものの、申立人については、そのどちらも確認できない上、これらの未納分の保険料を夫とは別々に納付したと述べており、47年7月以後の国民年金保険料の納付日は、申立人と申立人の夫とは異なることを踏まえると、当該期間について、申立人の夫が特例納付により国民年金保険料が納付されていることをもって申立人も国民年金保

険料を納付したとまでは考え難い。

また、申立期間③については、申立人は、昭和 58 年頃に母親から保険料を用立ててもらい市役所の窓口で納付したと述べているが、当該期間の大半は、58 年の時点において過年度保険料となるため市役所の窓口では納付することができない上、市の被保険者名簿及び特殊台帳にも当該期間の保険料の納付をうかがわせる形跡は無い。

さらに、申立人の夫が申立期間①及び②を納付していた 2 回目の特例納付の期間（昭和 49 年 1 月から 50 年 12 月）及び申立期間③に関しては、申立人が昭和 58 年頃に納付したとする前後 2 年間の 56 年 4 月から 60 年 3 月までの期間について、領収済通知書を調査したところ、申立人の夫の納付記録は全て確認できたものの、申立人が特例納付や過年度納付をした国民年金保険料は、申立期間を除いて 6 件は確認できたが、申立期間の領収済通知書は、見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月

私の妻が、申立期間の国民年金保険料を銀行で納付したはずであるが、年金事務所の回答では、銀行で収納できなかったか、市役所から還付されているのではないかとということで未納とされている。

私は、申立期間の領収書を所持しており、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする証拠として、平成元年度の「国民年金保険料領収印欄」及び「納付書（金融機関控）」並びに「納入済通知書」を提出したが、同証拠書類の領収印欄には、各々金融機関の「収納済2.5.31」が二重に押印されていること、及び国民年金保険料の納付期限が平成2年5月1日であったことが確認できること、提出された書類の一つである「納付書（金融機関控）」については、保険料を収納した金融機関が保管すべきものであること、また、「納入済通知書」は、保険料を収納した金融機関から市役所に送付されるとともに、市役所で保管すべきものであることから、本来、所持すべきものではない同書類を申立人が所持していることを勘案すると、当時、申立人は、納付期限が過ぎた2年5月31日に金融機関の窓口で申立期間の国民年金保険料を納付し、金融機関で一旦、収納されたものの、納付期限が過ぎていて当該期間の保険料を収納できないことに気付いた金融機関が、領収印欄に二重に同収納済印を押すとともに、申立人に対して保険料と「納付書（金融機関控）」及び「納入済通知書」を返却したものと推認できる。

さらに、当該金融機関に取消印の取扱いについて照会したところ、「収納

済印の取消しについては、明確な規定は無いものの、各店ともに、中央の日付欄が十字になるように重ねて押印することで取消しとしている。」と返答していることから、申立期間の国民年金保険料は、金融機関から市役所及び社会保険庁（当時）には、公金（国民年金保険料）として納入されなかったものと考えられる。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年2月1日から9年6月1日まで
② 平成9年6月1日から12年9月1日まで

申立期間①及び②に係る標準報酬月額については、それぞれ私がA社(平成9年5月27日に、B社から名称変更)、同社関連会社のC社(平成15年3月6日に、D社に名称変更)で受け取っていた給与支給額に比べ低くなっている。

しかし、私は申立期間①及び②の一部に係る給与支払明細書を持っているので、両申立期間について、受け取っていた給与支給額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのそれぞれに見合う標準報酬月額範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が保管している申立期間①及び②の一部の期間の給与支払明細書から、両申立期間のうち、平成元年2月から6年2月までの期間、同年4月から7年7月までの期間、同年10月及び同年11月、8年1月から10年7月までの期間、同年9月から11年3月までの期間、同年5月から同年8月までの期間、同年11月、並びに12年6月及び同年7月(計124か月間)における申立

人の標準報酬月額については、オンライン記録上の標準報酬月額が、申立人の厚生年金保険料額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の低い方の額と同額となっていると認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

一方、両申立期間のうち、平成6年3月、7年8月及び同年9月、同年12月、10年8月、11年4月、同年9月及び同年10月、同年12月から12年5月までの期間、並びに同年8月（計15か月間）については、申立人は給与支払明細書を保管しておらず、厚生年金保険料控除額を確認することができない上、申立期間①については、現存しているA社、また、申立期間②については、D社を合併したとするE社では、いずれも当時の賃金台帳等を含む関係書類等を保管していないことなどから、両申立期間における保険料の控除状況等は不明と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が両申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び③について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月1日から36年2月1日まで
② 昭和36年2月1日から38年1月1日まで
③ 昭和44年11月1日から同年12月1日まで

申立期間①については、私が昭和33年4月から44年11月までの間、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立事業所の正社員として途切れることなく勤務していたので、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

また、申立期間②及び③に係る標準報酬月額については、私がA社から受け取っていた給与支給額に比べ低くなっている。

しかし、私は、申立期間②の一部となる期間の家計簿を保管しており、また、申立期間③の給与支給額は約13万円だったので、両申立期間について受け取っていた金額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、A社(昭和36年12月1日に、B社へ名称変更)は、昭和48年12月12日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の元事業主も既に死亡していることなどから、各申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

また、申立人が挙げた申立期間①当時の元同僚7人のうち、連絡の取れた2

人は、申立事業所で申立人と一緒に勤務していたことはあるが、その期間は分からないと供述しており、申立てに関する供述等を得られない。

さらに、申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票では、申立人の被保険者資格記録が、オンライン記録のとおり、申立期間①直後の昭和36年2月1日から44年12月1日までの間確認できるのみである上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿では、申立人の申立事業所に係る36年2月1日付けの記号番号が、申立期間①の後の同年3月1日に払い出されていることが確認できる。

申立期間②及び③については、前述のとおり、A社は既に適用事業所ではなくなっていることなどから、当時の厚生年金保険料の控除状況等が不明である上、申立人が保管している昭和36年3月から37年7月までの家計簿では、給与支給額については記載されているものの、保険料控除額が不明であるため、記録の訂正を認めるまでには至らない。

また、前述の被保険者名簿等では、申立期間②及び③に係る申立人の標準報酬月額が遡及して取り消された事跡などは確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を、また、申立期間②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 607

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月 29 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 40 年 6 月 1 日から 41 年 11 月 1 日まで

申立期間①については、昭和 39 年 4 月から同年 5 月末日までの間、A社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①における厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間②については、昭和 39 年 6 月から 41 年 10 月までの間、B社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間②における加入記録が無い。

しかし、私は、いずれの事業所においても、各社の正社員として間違いなく働いていたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社は昭和 61 年 4 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の元事業主の所在も不明であることなどから、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

また、申立人が挙げた申立期間①当時の元同僚に聴取したものの、申立人の氏名を覚えているが同じ業務ではなかったため、詳しいことは分からないなどと供述している上、オンライン記録から確認できる、申立事業所において申立人と同一日に資格取得している元同僚のうち、連絡の取れた二人は、「申立人は、すぐに申立事業所を辞めた。」と供述するのみであり、申立内容を裏付ける供述等を得られない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人

の被保険者資格記録がオンライン記録のとおり、昭和39年4月1日から同年5月29日までの間、確認できるのみである。

次に、申立期間②については、C社（昭和46年11月1日に、B社から名称変更）では、申立事業所においては従業員の在籍期間中は厚生年金保険に加入させていたとしながらも、申立期間②当時の申立事業所に係る関係書類を保管していないことなどから、当該期間における申立人の勤務実態、厚生年保険の加入状況、保険料の控除状況は不明と回答している。

また、申立人が挙げた申立期間②当時の元同僚は既に死亡している上、オンライン記録に掲載されている当該期間当時の元同僚のうち、連絡の取れた3人に聴取したものの、申立人の氏名を覚えていないことから、申立てに関する供述等を得られない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の被保険者資格記録が、オンライン記録のとおりとなっていることが確認できるのみである。

加えて、雇用保険の記録では、申立人の申立期間②に係る加入記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。